

令和 6 年第 7 回（7 月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和6年7月10日(水)
開会 9時54分 閉会 10時46分
2. 開催場所 吉富フォーユ一会館3 会議室3

3. 出席委員

農業委員の定数 14名
出席委員数 13名
欠席委員数 1名
欠員 0名

出席委員の氏名

賀部	正直	若山	清敏
奥田	健一	高尾	賢二
山本	学美	太田	実秋
高橋	初美	井上	幸子
菊	啓治	松本	久則
横川	信友	堤	久英
山本	幸雄		—

欠席委員の氏名

重吉 信之

農地利用最適化推進委員の定数 2名
出席委員数 2名
欠席委員数 0名
欠員 0名

出席委員の氏名

堤 實 大澤 英史

欠席委員の氏名

—

4. 付議事項

議案

- ・議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請書について
- ・議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
- ・議案第17号 吉富町農用地利用集積計画(賃貸借)の承認について

報告事項

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 石丸 貴之

事務局職員 藏田 真一

6. 会議の概要

事務職員	委員の皆様、おはようございます。皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より令和6年第7回（7月）総会を開催いたします。なお、重吉委員より欠席するとの連絡をいただいておりますので、本日は推進委員を含め、15名での開催となります。 また、開催通知に議案の1つとして農地法第4条第1項の規定による許可申請書について記載しておりましたが、書類不備の訂正をするため取り下げ願いが提出されましたので報告します。では、開会に先立ちまして賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。
賀部会長	あらためまして、皆さんおはようございます。ただ今より令和6年第7回（7月）総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。 基本的に、席次順にお願いしておりますので本日の、議事録署名人には、太田実秋委員、高橋初美委員のお二人を指名いたします。よろしくお願いします。 それでは、議事に入らせていただきます。議案第15号の「農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程します。今回は2件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局職員	それでは、1ページをご覧ください。議案第15号農地法第3条の規定による許可申請書について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。売買による農地の所有権移転を行うための許可申請が2件提出されています2ページをご覧ください。 まず、申請番号1について説明致します。対象の農地は大字〇〇△△番△畑179㎡譲渡人がS.Yさんです。譲受人がT.Tさんです。 （2ページから6ページの内容について説明） 次に、申請番号2について説明致します。2ページにお戻りください。対象の農地は大字〇〇△△番△田872㎡譲渡人がK.Mさんです。譲受人が、Y.Tさんです。 （2ページ及び7ページから10ページの内容について説明） 以上で説明を終わります。
賀部会長	それでは、議案第15号申請番号1について、地元委員の山

	本幸雄委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。
山本幸雄委員	持ち主のS．Yさんは遠方に行っており、耕作できていないので譲りたいということです。そして、近くに住まわれる方が耕作をしたいということで所有したいということでした。よろしくお願いします。
賀部会長	続いて、申請番号2について、地元委員の高尾委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。
高尾委員	この後に5条が出ていますが、その裏になります。
賀部会長	説明並びに報告がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
賀部会長	それでは、議案第15号について承認することとします。 議案第16号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は2件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局職員	それでは、11ページをご覧ください。議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。申請は2件提出されております。 12ページをご覧ください。申請番号1について説明致します。吉富町大字〇〇△△番△田1，161㎡、〇〇△△番△田420㎡、〇〇△△番△田1，275㎡です。〇〇△△番△の所有者、耕作者はK．Aさんです。〇〇△△番△と〇〇△△番△の所有者、耕作者はK．Hさんです。今回は所有権移転での権利設定で譲受人は、株式会社〇〇〇〇さんです。 (12ページ及び14ページから23ページの内容について説明) 申請番号2について説明致します。吉富町大字〇〇△△番△です。所有者、耕作者はK．Tさんです。今回は所有権移転での権利設定で、譲受人は、株式会社〇〇〇〇さんです。 (13ページ及び24ページから30ページの内容について説明) 以上で説明を終わります。

賀部会長	それでは、議案第１６号申請番号１について、地元委員の高尾委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。
高尾委員	これは、先ほど３条の議案で説明した通りですね。
賀部会長	続いて、申請番号２について、地元委員から、申請地の状況など補足説明をいたします。 曲がり角のところの農地です。なかなか田としての利用が難しいということで、最近はずっとブロッコリーなどを作付けしていました。他の農地には影響を与えることはないと思います。排水は〇〇〇〇の方に下っていく水路があって、そこに落ちるようになっている。雨水とかについては問題ないと思います。
賀部会長	質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。
山本幸雄委員	〇〇△△番△の奥に入っていく取付道路はどうなるのですか。
事務局長	建設課が道を広げる計画をしていると聞いております。
若山委員	申請時の計画に拡幅は反映されているのか。
事務局長	図面に境界から少し控える記載が見られます。
若山委員	３条と５条を一度に申請していいのか。
事務局長	可能です。
賀部会長	それでは、議案第１６号について承認することとします。 議案第１７号の「吉富町農用地利用集積計画（賃貸借）の承認について」を上程します。農業委員会等に関する法律では、第３１条に「議事参与の制限」があり、「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない」とありますので、ご自身や家族に関係する議事についてはご退席をお願いします。また、推進委員の方につきましても、ご退席をお願いします、議

事務局 職員	決を採らせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。今回、7月15日から開始する利用計画の提出が3件ありましたので、ご審議をお願いします。まず、農業委員、推進委員以外の利用権設定について、決を採り、次に、各委員ごとの利用権について決を採ることといたします。では、事務局から説明をお願いします。 それでは、31ページをご覧ください。議案第17号 吉富町農用地利用集積計画（賃貸借）の承認について吉富町農用地利用集積計画の承認について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。この、農用地利用集積計画ですが、町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の承認を得ることとなっています。33ページをご覧ください。表で表しているとおり、今回7月の利用権設定の件数は、新規が3件で2,027㎡となっています。今回の農用地利用計画の筆の内容につきましては、34ページの表をご覧ください。以上で説明を終わります。
賀部会長	事務局より説明がありました。ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
賀部会長	それでは、まず「農業委員、推進委員以外の利用権設定」につきまして、ご異議ございませんか。 （異議なし）
賀部会長	それでは、「農業委員、推進委員以外の利用権設定」につきまして、承認することとします。 （農業委員、推進委員分の利用権について審議） それでは、議案第17号については、すべて承認されました。 続きまして、「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局 職員	35ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知について5件届出がありました。1件目は〇〇△△番△畑531㎡貸し手はM. Mさん、借り手はY. Yさんです。令和3年7年から6年間の契約でした。 2件目は〇〇△△番△田420㎡他1筆貸し手はK. Hさ

	ん、借り手は〇．Hさんです。令和３年６月から６年間の契約でした。 ３件目は〇〇△△番△田１，１６１㎡貸し手はK．Aさん、借り手はT．Mさんです。令和２年６月から１０年間の契約でした。 ４件目は〇〇△△番△田８７２㎡貸し手はK．Mさん、借り手はY．Yさんです。令和５年１２月から６年間の契約でした。 ５件目は〇〇△△番△田８３０㎡貸し手はM．Tさん、借り手はY．Yさんです。令和４年６月から６年間の契約でした。以上で報告を終わります。
賀部会長	事務局から報告がありましたが、委員の皆さんから、何か質問等はございませんか。 （各委員質疑等なし）
賀部会長	次に「情報交換」となっています。何かご質疑や情報交換をいただくような案件をお持ちの委員さんがいらっしゃれば、お願いします。
事務局職員	（配布した農業委員会業務必携について説明）
山本幸雄委員	●●の農地のことですが、〇〇〇〇さんから、△△△△さんとの土地の境界が倒れて困る。△△さんが勝手に田を埋めて畑にしているが、全部畑にしておらず、一部畑にしている。田を埋めて畑にしたということならば、全部が畑になってないとおかしいのではないかと、農業委員としてどうにかしてくださいと相談を受ける。私としては、△△さんに畑として使用して下さいとお願いをしましたということを〇〇さんに言いますが、それでは何にもならない。どうにかしてくれ、この委員会に挙げて報告にしてくれと言われます。 この訴え自体が、約１０年前のことらしいです。境界を勝手に決めたとかいう話、私もその当時のことが分からない。
事務局長	台帳上、昭和６０年代に畑に変えるという届出があり、一回埋めています。その後に、境界は各々で出しており、町は一切タッチしていません。境界の問題は除いて、その後、２回目の埋め上げをし、現状となっています。 現状、一部畑で一部は農地の形状を成していません。農地として利用して下さいということを農業委員会としても指導し

ています。山本委員と同じことを町もお願いしています。そして、転用の手続きをしませんかと、△△さんに話をしています。

しかし、隣地の承諾の話がまとまらないので、転用ができていません。

△△さんの話では、隣地の承諾さえ得られれば、転用をするということを言われています。しかし、境界の問題と埋め上げの問題で前向きに話が進んでいない状況です。

埋め上げに関しては、田を畑に変えるものは、町の方に届け出が出ています。

それは問題ないのですが、2回目の届け出と、現状が農地ではないということで、〇〇さんから、農業委員さんにも、農業委員会にも訴えが来ています。

行橋農林に確認しましたが、転用する意思があり、こうなっているのであれば、農林としては、違法転用にならないと判断している。町は転用を速やかにするよう指導して下さいということでした。

県は違法とは認めていません。無断転用ではないとの回答を〇〇さんには伝えています。

一番上の畑の土が流れて、昔は上30cmに土があって、畑として成り立っていました。

境界のところは、3mぐらい野菜を植えていた。全部が全部農地として利用してないわけではないのですが、一部が農地として、認めにくい状況にはあると思う。

〇〇さんは勝手に埋めていいのかと言うが、埋めて、畑にするのは用途区分の変更の届け出だけでいいので、それは法に違反していないけど、車とか止まるから、もう農地ではないという話になる。

町としては△△さんに農地に戻すか、転用して下さいという話をして、境界が決まって隣地の同意さえ得られれば、いつでもという返事まではもらっています。

町は指導を、ずっとしてきていますが、隣地の境界が決まらないので、前に進めない。

それを解決して速やかにしてくださいという話は△△さんにも〇〇さんにもお願いしています。

(2人で立ち会いをして境界を決めるべきだ。2人で話ができないのならば、解決できない。との意見多数あり)

山本委員は、△△さんには、こういったことを言われているので△△さんに言ってもらう。町もそう言うしか手段がな

	い。 これはお互いで解決して下さいとしか農業委員会としても言えない状況にあります。農業委員会の考えとしてはお互いで解決してくださいと回答します。
井上委員	以前言った農地の蔓が伸びてくる。どうにかならないか。
事務局長	事務局から通知だけでなく、担当が直接家に行ってお願いを する。
賀部会長	本日の議事はすべて終了しました、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。
事務局職員	年間計画どおり８月９日（金）１０：００からの開催を提案 します。会場は、フォーユー会館３階会議室３でよろしいで しょうか。 （異議なし）
賀部会長	それでは、次回は８月９日（金）１０：００からとします。 これをもちまして、令和６年第７回（７月）総会を閉会します。 皆さま、お疲れ様でした。 １０時４６分 閉会